

滞納処分の基本から応用まで

公平性は確保されていますか

■専門的知識による迅速な対応

国税徴収法の理解には**民法等の根本的法律**を理解することが前提

→国税徴収法

第55条 (略)

- 一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利（担保のための仮登記に係る権利を除く。）の目的となっている財産 これらの権利を有する者
- 二 仮登記がある財産 仮登記の権利者
- 三 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

民法

仮登記担保法

民事保全法

■お金は徴収職員が取ってくるもの

適法性・判断迅速・行動力がある腕のよい徴収職員こそが徴収できる

→徴収職員が現場で判断し、実行しなければ徴収不能

第二次納付義務の追求、譲渡担保財産からも徴収

■適法性

違法な滞納処分は損害賠償のみならず信用失墜

→滞納処分は公権力行使の最たるもの

徴収職員は組織を背負っている

■判断基準

万一、裁判となっても裁判所から支持される処分であること

→徴収のためには原告訴訟もできる

被告となっても敗訴しない自信

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 公租公課徴収指導者 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

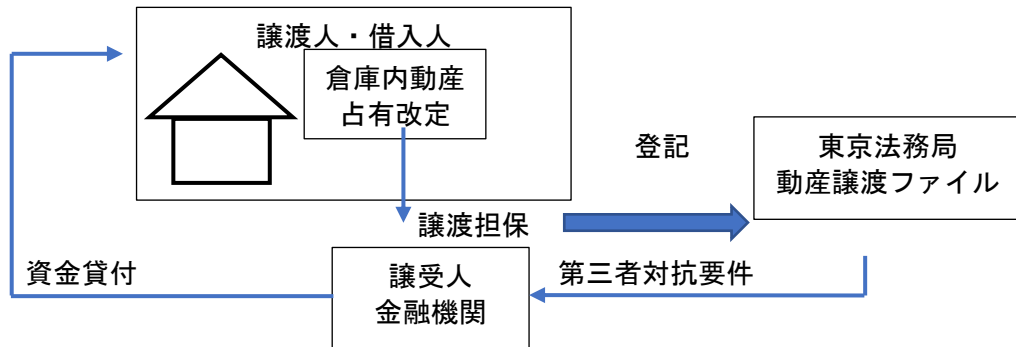
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

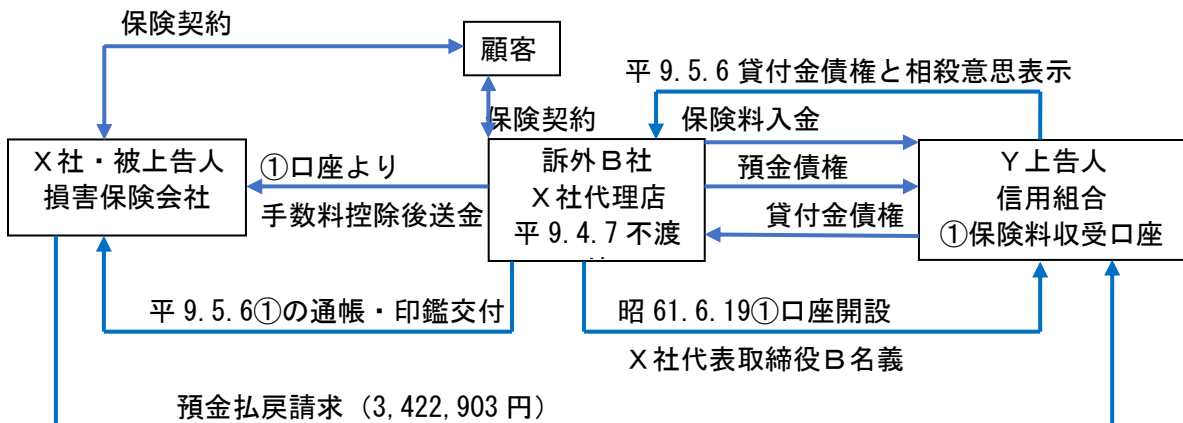
徴収奥義の特色

- 経験則に基づく滞納処分解説書
- 定期情報（毎月、10日及び25日）
- 国税徴収法等の逐条解説
- 多数の図解入り解説・豊富な判例掲載（図解）

【図】動産譲渡制度の概要



最二判平 15. 2. 21（民集 57-2-95、金法 1677-57）



早期申込特典

- 平 30 年 12 月末までの申込者
 - ・ 15,360 円から更に 432 円（振込手数料相当）の割引
 - ・ 9 月刊行の供託解説書（著者吉国 智彦、第一法規、4,500 円）を贈呈
- 平成 31 年 3 月までの申込者
 - 15,360 円（当初 1 年間に限る）
- 平 30 年 12 月末までの申込者又は平成 31 年 3 月までの申込者
 - 1 年後に 2 年目契約として更新する場合 16,320 円（基本価格から 15%割引）
- 平成 30 年 12 月末までの申込者、かつ 1 年契約者
 - 購読契約前の徴収奥義（255 号から 324 号）を磁気媒体によって提供可